

学力向上のための実践方針

今日、本県高等学校卒業生の4年制大学への進学率、とりわけ現役の進学率の全国順位が非常に低位であることが発端となって、学校関係者をはじめ県議会において、また、県民各界、各層、あるいは諸団体においても、さまざまな議論や問題点の指摘がなされてきております。

もとより県教育委員会は、教育基本法の理念のもと、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を目指す教育を進めてまいりました。しかしながら、先般実施しました「児童生徒の生活・学習意欲実態調査」の結果にみられる学習意欲の減退、授業が理解できない多数の児童生徒の存在などの現実を直視したとき、これまでの対応が十分でなかったものと深刻に受けとめております。

したがって、今日このような状況を踏まえ、「いま、『学力』で何が問題なのか」について、改めて見解を示すとともに、「いま、何をしなければならないのか」を明らかにし、小学校、中学校、高等学校を通じての学力向上のための当面の実践方針をまとめました。

今後一層、教育条件等の整備・改善に努め、児童生徒の学力向上を図ってまいります。

I いま、『学力』で何が問題なのか

1 全人教育と受験学力

全人教育は、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、しかも個性豊かで、よりよく社会に貢献できる人格の育成を目指す教育の営みであって、そこで獲得され、伸長された能力こそ真の学力であり、これが教育の本道であります。本県の教育は、あくまでこの道はずれてはなりません。一方、今日問題にされている大学入試によって問われる学力、いわゆる受験学力は、全人教育が目指す学力の中の重要な部分をなすものであります。

したがって、これを二者択一的にとらえるのではなく、全人教育をかけ声だけに終わらせず、着実に押し進めるなかで、すべての児童生徒の学力向上を図ることが教師に課せられた最大の使命であります。

特に高等学校においては、大学進学率の現状について厳しく受けとめ、全人教育を基盤にし、大学進学を希望する生徒に対してその希望が達成されるために、特段の指導の工夫が求められています。

2 学力向上は、小・中・高を通じての課題

全人教育を基盤にした教育観に立ち、学力向上はあくまで小・中・高を通じての重要な課題としてとらえ、それぞれの段階で指導すべき責任を果たすとともに、学習指導・生徒指導について、相互の連携を一層図らなければならないと考えます。

3 1 2 通学区制にかかわる問題

本県が昭和40年代において従来からの4通学区制を改変しようとしたとき、多くの時間をかけ、衆知をしぼって検討しました。そして議論の末、県民のコンセンサスを得て、現行12通学区制に落ちつき、今日に至ったものであります。

県教育委員会は、当面、現行通学区制の中で、学力向上推進事業、教育課程の弾力化や理数科・体育科等の特色ある学科の設置などを積極的に推進してまいります。しかし、今日、学校選択の自由を拡大すべきだという指摘等さまざまな意見がありますので、今後の重要な検討課題であると考えております。

4 画一的指導、形式的平等の問題

戦後、教育の機会均等の理念のもとに、経済の高度成長にともなって、教育は著しく普及し、社会や文化の発展に大きく寄与してきました。

しかし、社会の急激な変化や教育の量的な拡大は、一方で学歴偏重や受験競争の過熱化、あるいは学校教育の画一化、硬直化などのさまざまな問題を現出させました。

こうした状況の中で、いま必要なことは、一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として尊重することです。尊重するからこそ、それぞれの児童生徒の多様な能力に応じて、伸びる力を伸ばす「個に応じた指導」が重視されなければなりません。

したがって、画一的指導や形式的平等主義であってはならないと考えます。

5 児童生徒の学習意欲実態

先般、県教育委員会が実施した「児童生徒の生活・学習意欲実態調査」の結果から、児童生徒の憂うべき現状が明らかになりました。

「家庭学習をほとんどしない（普通日）」は、小6%、中9%、高44%であります。

また、「理解できない授業の方が多い」と訴えている児童生徒は、小21%、中37%、高50%、「工夫して、わかり易く教えてくれる先生」を望む児童生徒は、小42%、中40%、高33%であります。

このことから、小、中、高と進むにしたがって、深刻な学習意欲の衰えを見ることができ、しかも、「わかる授業」を求める児童生徒の悲痛な叫びが聞こえてきます。

何としても、学校と家庭が連携して、この状況を改善しなければなりません。

II いま、何をしなければならないのか

1 県教育委員会として

(1) 人事行政の見直し

情熱あふれた人間性豊かな教師の確保と、学校の活性化を図る人事異動、人事交流に一層努めてまいります。

特に、高等学校人事においては、学校長の意見を尊重し、更に適材適所の配置について配慮してまいります。

(2) 特色ある高校づくりの拡充

高校進学率が95%をこえ、生徒の多様化が進むなかで、「基礎的・基本的な学力の定着とともに、伸びる力をより伸ばす」ために、習熟度別授業、選択制・類型制(コース制)の拡大、特色ある学科の設置など、「特色ある高校づくり推進事業」を実施してきました。

しかしながら、その成果は必ずしも十分ではなく、厳しい反省の上に立って、今後新たな決意をもって推進してまいります。

(3) 学力向上推進事業の拡充・推進

高等学校においては、学力向上推進校を指定し、各学校の実態に即して学力向上にかかわる実践を図り、その成果が推進校以外の学校へも波及するように努めます。

中学校においては、学習指導改善研究推進校を設け、習熟の程度に応じた指導について研究を推進してまいります。

また、学力向上推進会議を開き、広く県民の意見を聞いて共通の理解を求めながら、施策を遂行してまいります。

更に、先に実施した「児童生徒の生活・学習意欲実態調査」に加えて児童生徒の学力の実態を把握し、学習指導の改善に資してまいります。

(4) 指導主事の学校訪問指導の改善

小・中学校における指導主事の学校訪問においては、適切な学校運営や、学力の定着・伸長のための授業改善にかかわる指導の充実に一層努めてまいります。

高等学校においては、指導主事の積極的な学校訪問指導に努め、学習指導の工夫改善を図ってまいります。

(5) 教職員研修の充実

教職員の資質の向上を図るため、教育センター研修、校内研修等の研修内容や方法の改善充実を積極的に進めてまいります。

(6) 調査書等高等学校入学者選抜方法の見直し

調査書等高等学校入学者選抜方法については、望ましい中学校生活の実現や公正でより適切な入学者選抜のあり方について検討してまいります。

2 学校として

(1) 向学の気風に満ちた学校づくり

学校長のリーダーシップのもと、全教職員が一体となって向学の気風に満ちた学校づくりを進める必要があります。

(2) 教育の適時性の重視

児童生徒の発達段階に即した教育の内容や方法などの適時性を重視し、基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、伸びる力をより伸ばす指導が必要です。

(3) 児童生徒中心の学校運営の工夫

日課、週計画や校内研究体制などの見直しを進め、教育相談、個別指導が十分にできるゆとりのある学校運営を図ることが必要です。

(4) 授業時数の確保

慣例にとらわれず、学校行事の内容や方法を見直し、学習指導要領の示す標準授業時数の実質的な確保を図ることが必要です。

(5) 適正な部活動の運営

部活動の見直しを図り、教育的意義を十分に踏まえて、生徒の過重負担にならないよう、適正なあり方を工夫改善することが必要です。

(6) 大学進学のための特別な指導の工夫

日常の授業の充実を図るとともに、大学進学のために必要なオリエンテーション、合宿指導、補充学習等、生徒の実態に即した特別な指導の工夫が必要です。

(7) 開かれた学校づくりの推進

各学校においては、家庭や地域の信頼が得られるよう学校の教育方針や教育活動について、理解や協力を求めていくことが大切です。

また、家庭や地域の願いを適切に受けとめ、学校運営の改善を図っていくことが必要です。

3 教師として

(1) 専門職としての使命感の高揚

教師は、使命感に燃え、常に自分の授業や指導内容・方法を謙虚にふりかえり、自ら課題をもって、その改善充実に努めることが必要です。

(2) わかる授業・魅力ある授業の実践

児童生徒の習熟の程度や能力を的確に把握し、一人一人の児童生徒が、精一杯努力してわかった喜び、できた喜びがもてる授業の実践に、情熱をもって努めることが必要です。

また、児童生徒の家庭学習を援助する手立てを工夫することが必要です。

(3) 学力の定着・伸長をみとどけていく評価

児童生徒の発達段階に応じた学力の定着・伸長をみとどけていくために、指導目標に対して、誰がどこまで到達できたか、なぜ到達させ得なかったか、そのあとどのように指導するか等の評価と実践を継続していくことが必要です、

(4) 目的意識の啓発

自分の目標をもって道を切り拓いていく姿勢を育てる進路指導は、小学校から必要です。特に、小学生には夢をはぐくみ、中・高校生には、何のために学ぶのかという学習に対

する目的意識、志を立てるといふことの大切さを自覚させるとともに、困難に挑戦する気概を育てることが必要です。

(5) 自己研修

感性を豊かにし、多様な児童生徒の願いや悩みを温かく受けとめ、それに確かに応えられる力量の向上とともに、自分の専門領域における力量の向上を図る研修に常に努めることが必要です。

4 家庭として

(1) 健康管理と基本的生活習慣の形成

規則正しい就寝、起床、食事等、節度ある生活をするように心がけさせることが大切です。

また、家族の一員としての役割を担わせ、身の整理は自らできるようにさせることが大切です。

(2) 望ましい学習環境づくり

学習し易い、温かい雰囲気をつくっていくとともに、読み物やテレビ等の内容や時間に十分気をくばり、家庭学習の習慣化を図ることが大切です。

(3) 進路意識の育成

学校との共通理解にたつて、子供の個性と適性を生かした進路選択を援助し、励ましていくことが大切です。

以上、「学力向上のための実践方針」を示しました。

県教育委員会は、この実践方針に沿つて、学力向上に総力を挙げて取り組みます。

県民の皆さんや教育関係者の方々においても、この方針が確かに実践されるようご理解とご協力をお願いします。